# 北海道開発法 （昭和二十五年法律第百二十六号）

#### 第一条（この法律の目的）

この法律は、北海道における資源の総合的な開発に関する基本的事項を規定することを目的とする。

#### 第二条（北海道総合開発計画）

国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画（以下「開発計画」という。）を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年度から当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、実施するものとする。

##### ２

開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範囲については、政令で定める。

#### 第三条（関係地方公共団体の意見の申出等）

関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。

##### ２

内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するものとする。

#### 第四条（国土審議会の調査審議等）

国土審議会は、開発計画に関する重要事項について、調査審議し、その結果に基づいて国土交通大臣に建議することができる。

##### ２

国土審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項について調査審議する。

# 附　則

##### １

この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。  
但し、附則第三項の規定中総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）附則第五項及び第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和二六年六月一三日法律第二三四号）

##### １

この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

# 附則（昭和二七年七月三一日法律第二八二号）

##### １

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

# 附則（昭和三〇年七月一一日法律第六一号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三〇年八月一日法律第一〇六号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三一年四月一四日法律第七一号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三一年五月一一日法律第九七号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三二年四月二七日法律第八二号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三二年五月二〇日法律第一二六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三二年六月一日法律第一五九号）

##### １

この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

# 附則（昭和三三年五月一五日法律第一五七号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三六年六月六日法律第一一六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、同日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（昭和三六年一一月一三日法律第二一六号）

##### １

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三七年四月五日法律第七三号）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年二月二九日法律第三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年六月二一日法律第一〇四号）

##### １

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

# 附則（昭和四九年六月一日法律第六九号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（昭和五三年七月五日法律第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年三月三一日法律第一三号）

##### １

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（昭和五六年五月二二日法律第四八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（昭和五七年八月三一日法律第八五号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）

##### １

この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

##### ２

この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

# 附則（昭和五八年一二月二日法律第八〇号）

##### １

この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

##### ６

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

# 附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

#### 第二十七条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# 附則（昭和五九年一二月二五日法律第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

#### 第二十八条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

# 附則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

#### 第四十二条（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

# 附則（昭和六三年六月一四日法律第八三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、第三章第二節、第四章第二節、第三十四条、第三十五条、次条、附則第三条及び附則第五条から附則第十条までの規定は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（平成九年五月一四日法律第五二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（平成一〇年一〇月一九日法律第一三六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（平成一一年三月三一日法律第二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（平成一一年六月一一日法律第七三号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

# 附則（平成一一年六月一六日法律第七六号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。  
ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定  
    
    
  公布の日

#### 第百五十九条（国等の事務）

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

#### 第百六十条（処分、申請等に関する経過措置）

この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

##### ２

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

#### 第百六十一条（不服申立てに関する経過措置）

施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。  
この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

##### ２

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

#### 第百六十四条（その他の経過措置の政令への委任）

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 第二百五十条（検討）

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

#### 第二百五十一条

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 附則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  略
* 二  
  附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
    
    
  公布の日

#### 第二十八条（委員等の任期に関する経過措置）

この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

* 一から四十八まで  
  略
* 四十九  
  北海道開発審議会

#### 第三十条（別に定める経過措置）

第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

# 附則（平成一一年七月三〇日法律第一一七号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 附則（平成一八年三月三一日法律第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。